

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、「京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業に係る配慮書案」が提出されましたので、条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書案を縦覧に供します。

また、条例第11条第1項の規定により、配慮書案の内容について、環境配慮の観点からの意見書を次の6のとおり提出することができます。

平成31年3月12日

京都市長 門川 大作

1 事業者の氏名及び住所等

(1) 事業者の名称

京都市教育委員会

(2) 代表者名

教育長 在田 正秀

(3) 主たる事業所の所在地

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町 595-3

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模等

(1) 名称

京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業

(2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 約11,000㎡

3 事業実施想定区域

京都市伏見区桃山福島太夫北町5番地

4 配慮書案の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(2) 縦覧の期間

平成31年3月12日から同年4月11日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

5 配慮書案を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、配慮書案を閲覧する
ことができます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000248362.html>

6 意見書の提出期限等

(1) 提出期限

平成31年3月12日から同年4月11日まで

(2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境管理課)